

千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給要綱

令和 6 年 7 月 5 日 制定（健指第 1 4 7 7 号）

令和 6 年 7 月 3 0 日 改正（健指第 1 5 3 2 号）

（趣旨）

第 1 条 知事は、生活困窮世帯等の子どもに対し大学等受験料及び模擬試験受験料を支給することにより、子どもの進学に向けたチャレンジを支援することを目的として、この要綱に基づき支援金を支給する。

（支給対象者）

第 2 条 本事業の支給対象となる者（以下、「支給対象者」という。）は、支給申請時において 20 歳未満の子ども又はその子どもを現に扶養している者のいずれかが県内の町村に住所を有している者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年の前年分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）

（2）（1）に規定している者以外の者であって、当該子どもと同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（4 月から 5 月までに申請をする場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）が課されない世帯（市区町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

（支援金の支給額）

第 3 条 支援金の額は、支給申請時において 20 歳未満の子どもが受験に要した費用のうち、次の各号の区分に応じた額とする。ただし、他の支援等を受けた費用については対象外とする。

（1）大学等受験料

大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4 年時）（以下、「大学等」という。）を受験する際に受験料として支払った費用（ただし、その額が子ども 1 人あたり 53,000 円を超えるときは 53,000 円とする。）

（2）進学のための受験に向けた模擬試験の受験料（以下、「模擬試験の受験料」という）

ア 大学等を受験する年度に受ける模擬試験の受験料として支払った費用（ただし、その額が子ども 1 人あたり 8,000 円を超えるときは 8,000 円とする。）

イ 中学校 3 年生が進学のための受験に向けた模擬試験の受験料として支払った費用（ただし、その額が子ども 1 人あたり 6,000 円を超えるときは 6,000 円とする。）

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給申請書(請求書)(第1号様式)に、次の(1)から(3)に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 支援金の支給対象者であることが確認できる書類
- (2) 支援金の支給対象経費の支出を確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支援金の支給決定及び通知)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を支給することを決定した場合は、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給しないことを決定した場合は、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金不支給通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(支援金の支給)

第6条 知事は、前条により支援金の支給を決定した者(以下、「支給決定者」という。)に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

(決定の取消し)

第7条 知事は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給決定取消通知書(第4号様式)により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき知事が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第8条 知事は、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行日等)

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。ただし、支援の対象期間は、令和5年11月29日から令和7年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年7月30日から施行する。
- 2 令和5年11月30日から申請開始日までの間に20歳に達する者の第2条及び第3条の規定の適用については、第2条及び第3条中「支給申請時において20歳未満の子ども」とあるのは「受験料支払時において20歳未満の子ども」と、第3条中「受験に要した費用」とあるのは「令和5年11月29日から申請開始日の前日までの間に受験に要した費用」とする。

千葉県知事 殿

千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給申請書（請求書）

次のとおり、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者等

申請者	フリガナ	
	氏名 (原則保護者)	
	住所	〒 千葉県 郡 町・村 ※県内の町村に在住の方に限り申請可能です。
	電話番号 (日中に連絡可能な番号)	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	受験者との続柄	
受験者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	平成 年 月 日
	学年等	高校3年生 ・ 中学3年生 ・ その他()

2 支給申請額

大学等受験料 (A)	模擬試験等受験料 (B)	合計 (A+B)
円	円	円

大学等受験料 (A) の内訳

学校名	受験日	受験料
		円
		円
		円
小計	※上限額 53,000円	(A) 円

第2号様式（第5条関係）

千葉県健指指令第 号

氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金については、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給要綱第5条の規定により、下記のとおり支給することに決定したので通知する。

令和 年 月 日

千葉県知事

記

支給金額 金 円

第3号様式（第5条関係）

千葉県健指指令第 号

氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金については、審査の結果、支給しないこととしたので通知する。

令和 年 月 日

千葉県知事

記

理由

第4号様式（第7条関係）

千葉県健指達第 号

氏名

令和 年 月 日付け千葉県健指指令第 号で支給決定した、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金については、千葉県生活困窮世帯子どもの大学受験料等支援金支給要綱第7条の規定により下記のとおり取消しする。

令和 年 月 日

千葉県知事

記

取消し額 金 円

理由